

熱海市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月29日

熱海市長 齊 藤 栄

熱海市条例第19号

熱海市介護保険条例の一部を改正する条例

熱海市介護保険条例（平成12年熱海市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「平成30年度から平成32年度まで」を「平成31年度及び平成32年度」に、「2万9,100円」を「2万4,300円」に改め、同条に次の2項を加える。

- 3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者の保険料の減額賦課に係る平成31年度及び平成32年度の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、4万500円とする。
- 4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者の保険料の減額賦課に係る平成31年度及び平成32年度の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、4万6,900円とする。

附 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第7条の規定は、平成31年度以後の年度分の保険料について適用し、平成30年度までの年度分の保険料については、なお従前の例による。